SCHAEFFLER

シェフラー・グループ・サプライヤ行動規範

透明性、信頼性、協業

はじめに

サプライヤの皆様へ

シェフラー・グループは、創業一家により定められた確たる基本的な価値観を持つ、家族経営の上場企業です。つねに成功を追い求めることに加え、自らに挑み、新しいことに取り組み、その中で長期的な視点を持ち続ける姿勢と能力が、シェフラー・グループの企業文化の中心をなす原則です。成功を追い求めるとは、持続可能な原則を遵守しつつ、最大限の高品質を達成し、一流のテクノロジーを創り出すために努力し続けることを意味します。当社はこれらの側面を「サステナブル（持続可能）」、「イノベーティブ（革新）」、「エクセレント（卓越）」および「パッショネート（情熱）」という4つのコアバリューにまとめました。

いまやサプライヤ管理は、地球規模で繋がりあう世界における要求事項を満たすだけでは足りません。最新のテクノロジーは、しばしば世界の危険地域で産出される原材料を必要としています。気候変動および資源の枯渇も当社のサプライチェーンに影響を及ぼしています。

シェフラー・グループは、調達およびサプライヤ管理における持続可能性の側面を考慮することで、これらの課題に対応しています。シェフラー・グループにとって、持続可能な調達は中心的な課題です。これは、重要資材の責任ある取り扱いと、人権、環境および社会に関する基準の両方に適用されます。

当社のサプライチェーン要求事項の中心にある価値観は、「シェフラー・グループ・サプライヤ行動規範」に定めた国際的に認知された基準および原則に基づいています。

これらの中心原則は、国内のおよび国際間における法、原則、国連グローバル・コンパクト、OECD多国籍企業行動指針、世界人権宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則などの条約、ならびに該当する国際労働機関(ILO)の条約に対応するものです。

当社は、これらの価値観を、サプライヤの皆様との活発なコミュニケーションに加え、ふさわしいモニタリングと監査のシステムによって強化していきます。サプライヤの皆様には、その先のサプライチェーンにおけるサポートを期待します。

ともに努力することでのみ、私たちは未来の課題を乗り越えることができます。

敬具

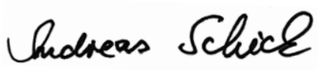

アンドレアス・シック
最高執行責任者 (COO)
Schaeffler AG

目次

はじめに **03**

前文 **06**

1 基本原則および行動規定 **08**
- 1.1 誠実性 09
- 1.2 透明性、信頼性および協力 09
- 1.3 リスク管理 09
- 1.4 人権の尊重 10
- 1.5 適用の遵守 10
- 1.6 利益相反の回避 10
- 1.7 企業資産の配慮ある取り扱い 10
- 1.8 適切な会計および財務報告 10
- 1.9 社会における適切な行動 10

2 サプライヤおよび第三者に対する行動 **12**
- 2.1 公正な競争 13
- 2.2 腐敗防止施策—贈り物、招待およびその他の便益、寄付および後援 13
- 2.3 マネーロンダリングおよびテロリズムへの資金提供の防止 13
- 2.4 輸出管理規制法 13
- 2.5 税および関税 13
- 2.6 製品の安全性および適合性 13

3 情報の取り扱い **14**
- 3.1 会社に関する情報の保護 15
- 3.2 個人データの保護 15
- 3.3 ITセキュリティ 15
- 3.4 インサイダー情報 15

4 従業員および共に働く人々の待遇 **16**
- 4.1 公正な労働条件および従業員育成 17
- 4.2 ダイバーシティおよび均等待遇の原則 17
- 4.3 仕事と家庭の両立 17
- 4.4 強制労働および児童労働の禁止 17
- 4.5 従業員および従業員の代表者との対話 17

5 持続可能性、環境、健康および安全 **18**
- 5.1 持続可能性を念頭においた行動 19
- 5.2 環境および気候の保護 19
- 5.3 労働安全衛生 19

6 報告および連絡先 **20**
- 6.1 あらゆる種類の不正行為の報告 21
- 6.2 地域の連絡先 21
- 6.3 通報システム 22

連絡先 **22**

シェフラー・サプライヤ行動規範の了承 **23**

誠実性、公正性および相互の尊重は、シェフラー・グループの要石であり、当社の行動のよりどころです。シェフラーは、企業責任を果たし、それによって当社の継続的な成長への前提条件をつくります。

本サプライヤ行動規範は、シェフラー一族の全面的な指示のもと、Schaeffler AG の役員会により承認されました。本行動規範は、シェフラーが責任ある取引関係に重きを置いていることを強調しています。

サプライヤ行動規範には、全てのサプライヤおよびその従業員、ならびにサプライチェーン全体に期待される価値観および行動原則を記載しています。

これらの価値観および行動原則は、シェフラーがサプライヤの皆様と協力していくうえで基本とする義務を表すものです。

したがって、シェフラーは、サプライヤたる御社に対し、 本サプライヤ行動規範を遵守する責任を負うことを自覚し、また、御社の全ての従業員およびサプライヤによる遵守をサポートすることを期待します。

適用範囲

本行動規範は、シェフラー・グループ（シェフラー （Schaeffler AG）および同社が直接または間接に過半数の持分を保有するあらゆる企業）に対し、直接または第三者を通じて間接に製品、プロセスまたはサービスを販売または提供する、あらゆる自然人または法人（たとえば関連会社、流通パートナー、下請業者および代理店などを言い、以下「サプライヤ」と言います）に適用されます。

[1] シェフラー」とは、シェフラー・グループ、すなわちSchaeffler AG および同社が直接または間接に過半数の持分を保有するあらゆるグループ企業をいいます。

1 基本原則および行動規定

1.1 誠実性

誠実性とは、シェフラーのあらゆる事業活動が、つねに当社の価値観および行動原則に適っていることを意味します。シェフラーは、サプライヤに対しても、適用法を遵守し、それに加えて本行動規範に定められている価値観および原則を守るよう期待しています。

シェフラーは、その事業活動が本行動規範に記載された価値観および行動原則に適っており、それによって、当社およびその従業員が刑事責任またはその他の責任を負わないようにしている第三者とのみ、長期的な取引関係を結びます。

1.2 透明性、信頼性および協力

シェフラーは、公正で信頼できるパートナーです。そのため、シェフラーとその従業員は、サプライヤたる御社に対して透明性をもって対応します。何と言っても、透明性が信頼を生むのであり、信頼こそサプライヤ・ネットワークにおける協力がうまく行く基礎なのです。当社は、御社にも同じことを期待します。

責任ある協力には、透明で説得力のある行動と判断が必要です。それではじめて、必要なレベルの承認を受けることができます。連携する場合には、透明性とは、問題がオープンに対処され、人々がお互いに正直に接することを意味します。

1.3 リスク管理

シェフラーは、その企業戦略を実行し、それに繋がる利益を実現するために、慎重に評価した事業リスクを取っています。一般的なルールとして、ビジネスの成功には、機会を活用すること、および、関連するリスクを早期に特定し、評価し、管理することが必要です。

サプライヤたる御社も（下位のサプライヤとともに）その一部であるサプライヤ・ネットワークが複雑であることから、ここでサプライチェーンの分析および評価が不可欠となります。

サプライヤ管理システムは、社会、環境および経済的な面を志向しており、特に「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、「国連グローバル・コンパクト」の10の原則、および「OECD多国籍企業行動指針」を考慮しています。

この目的のため、当社はリスクの定義および分類に関して御社の積極的な参加とサポートを期待します。このことは、たとえば自己開示および現地調査（必要に応じて委託する第三者が実施する場合もあります）など、用いられている方法を受け入れ、実施することについて特に当てはまります。

シェフラーは、これらの手段が遵守されていることを確認するため、自ら調査を実施する権利を留保しています。適切なモニタリングおよび管理のシステムによって、必要な予防措置を実施することが確保されなければなりません。

1.4 人権の尊重

人権の尊重は、シェフラーの社会的責任の不可欠な部分の一つです。

シェフラーのサプライヤとして、御社も国連の国際人権規約、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、「国連グローバル・コンパクト」の10の原則、および国際的に認知された国際労働機関（ILO）の基準を遵守していただく必要があります。

シェフラーは、その従業員に対し、当社の活動、取引関係および製品を通じて彼らが関係するあらゆる当事者のみならず、あらゆる個人の尊厳および人権を尊重することを期待しています。シェフラーは、御社にも、人権デュー・ディリジェンス・プロセスの一部として、人権侵害を防止および排除するべく積極的に活動することを期待します。

1.5 適用の遵守

シェフラーは、地域、国および国際レベルにおける、あらゆる有効かつ適用可能な法令を尊重し遵守します。これらの法令を遵守することは、シェフラーの長期的な経済的成功の基礎をなすものです。これらの法令の違反は、当社にとっても、従業員、ビジネスパートナーおよびその他のステークホルダーにとっても、重大な損害や深刻な結果をもたらすおそれがあります。

シェフラーは、いかなる違反も容認しません。サプライヤに対しても、有効かつ適用可能な法令および規則を、当社と同じ基準で遵守することを期待します。

1.6 利益相反の回避

シェフラーは、全てのサプライヤに誠実性を期待します。

1.7 企業資産の配慮ある取り扱い

シェフラーの財産である何らかの資産、たとえば機械や操作資料、情報技術、ソフトウェア、データまたは知的財産などを、サプライヤたる御社が自由に使える状態にある場合、御社はそれらのアイテムを慎重かつ責任ある方法で取り扱い、不正なアクセスから保護する義務を負います。

1.8 適切な会計および財務報告

シェフラーは、サプライヤに対し、適正な会計および（該当する場合）財務報告の原則をつねに遵守することを期待します。

1.9 社会における適切な行動

シェフラーは、サプライヤに対し、シェフラーのコーポレート・コミュニケーションズ部門の承認を得ることなく自身の目的でシェフラーについて（公表であってもソーシャルメディアを介してであっても）いかなる陳述または言及も行わないこと、および、シェフラーのロゴを使用しないことを期待します。

2 サプライヤおよび第三者に対する行動

2.1 公正な競争

シェフラーは、公正かつ偏りのない競争を旨としています。

事実上あらゆる国に、競争を妨げるおそれがあるか、またはそれを意図している同業他社、サプライヤ、消費者および販売業者間の合意、取り決め、調整した行動を禁止する法令があります。一方的な行為により市場影響力を濫用することについても同様です。

シェフラーは、サプライヤに対し、競争法および反トラスト法に違反する行為に参加しないこと、および、サプライチェーン全体に渡ってこれを徹底することを期待します。

2.2 腐敗防止施策

シェフラーは、いかなる形の腐敗も容認しません。許容されない手段で取引上の判断に影響が及ぼされたとの印象を与えかねない、サプライヤによるあらゆる行為を禁止します。

贈り物、招待およびその他の便益
贈り物、招待またはその他の特典といったサプライヤからの便益は、適切で透明な場合のみ許容されます。

シェフラーは、サプライヤたる御社に対し、影響力を行使することを目的としていかなる便益を提供することも、受けることもしないことを期待します。違法な営業促進を目的として地方および政府の役人、またはこれらを代理する人に便益を提供することは、容認されません。便宜を図ってもらうための支払いや、たとえば第三者を通じて間接的に便益を提供することについても同様です。

シェフラーは、このため、ビジネス協力を行う国において有効な腐敗防止法の厳守を期待します。

寄付および後援
シェフラーは、サプライヤに対し、政党またはその代表者、政治家、議員、議員候補者、あるいは個人に対しても、寄付を行わないよう推奨します。

シェフラーとの取引関係に関連または言及するスポンサー活動は、シェフラーのコーポレートコミュニケーション部門の承認を得る必要があります。

2.3 マネーロンダリングおよびテロリズムへの資金提供の防止

シェフラーは、サプライヤに対し、マネーロンダリングおよびテロリズムへの資金提供を撲滅するための法的責任を果たすこと、ならびに、マネーロンダリングおよびテロリズムへの資金提供に関係する活動に参加せず、そうした活動を許容もしないことを期待します。

2.4 輸出管理規制法

国内の法令および国家間の条約により、輸出入、売買、仲介および資金取引、サービス提供、ならびにモノ（物資、ソフトウェアおよびテクノロジー）の移動が規制されています。シェフラーは、サプライヤに対し、第三者との間でもシェフラー・グループとの間でも、自身の取引および活動が、輸出管理規制法に違反しないよう、適切なプロセスをもって確保するとともに、要求された宣誓書および情報を直ちに提供することを期待します。

2.5 税および関税

シェフラーは、サプライヤに対し、有効な税法および関税規則を遵守することを期待します。

2.6 製品の安全性および適合性

シェフラーにおいて、製品の安全性の主たる目的は、人々の健康と安全を守ることです。あらゆる製法、製品およびサービスについて、それらが流通する時点で適用される指針や規制、特に開発、製造、使用および特性に関する法的な製品安全性規制を遵守し、適合性を確保するため、あらゆる努力を行っています。この文脈において、シェフラーは最新の知識およびテクノロジーのみならず、ライフサイクル全般を通じてエンドユーザーがもつ理に適った安全性への期待も考慮します。シェフラーは、サプライヤに対しても同じことを期待します。

3 情報の取り扱い

3.1 会社に関する情報の保護

シェフラーは、サプライヤに対し、不正使用、紛失、破棄および操作が行われないよう情報を保護することを期待します。

3.2 個人データの保護

シェフラーは、サプライヤに対し、人権を保護し尊重することを期待します。適用される法令、特に個人データの取り扱いに関する法令の遵守を、適切な手段をもって確保しなければなりません。

3.3 IT セキュリティ

ITシステムで処理されるデータは、可能な限り最善の方法で、そして、少なくとも法的要件を満たすように保護されなければなりません。

3.4 インサイダー情報

インサイダー情報、すなわち、公知となった場合に上場証券の価格に著しく影響を及ぼすおそれのある特定の情報は、極秘扱いとしなければなりません。サプライヤは、そのようなインサイダー情報を自由に使える状況にあっても、証券またはその他の金融商品の取引を目的としてその情報を利用してはなりません。また、インサイダー情報を第三者に提供することも、証券またはその他の金融商品の売買に関する推奨を行う目的で利用することも認められません。

4 従業員および共に働く人々の待遇

4.1 公正な労働条件および従業員育成

シェフラーは、サプライヤ（特に、雇用した従業員を業務のために派遣しているサプライヤ）に対し、各労働市場において法的に保障されている最低賃金、および、有効な労働法規、特に労働時間に関する法令を遵守することを期待します。従業員には、いかなる形でも採用手数料の費用を負担させてはなりません。

従業員を採用する際に誤解を招くような方法または詐欺的な方法を用いることは禁止されています。給与および手当、勤務地、生活環境、業務に伴う危険、または宿泊施設および関連する費用（使用者または仲介者が宿泊施設を提供または手配する場合）など、労働条件に関して誤った情報を提供することは禁止されています。

労働契約書類は書面によるものとし、分かりやすくかつ従業員となる者の母語で詳細な内容が記載されており、業務を引き受けることに関連する一切の活動に十分な余裕をもって（5日前までに）提供されなければなりません。

従業員の身元に関する書類は、保留、改竄または破棄してはなりません。

宿泊施設を提供する場合、各国の標準以上の施設でなければなりません。

サプライヤは、従業員を、各自の能力ならびに職種上のおよび本人の関心に応じて育成するべきです。理想的には、企業の利益と従業員個人の必要とするものが一致することが望ましいです。

4.2 ダイバーシティおよび均等待遇の原則

シェフラーは、サプライヤに対し、偏見、差別、脅迫およびハラスメントがなく、従業員が大切にされる労働環境をつくることを期待します。従業員一人ひとりが、年齢、性別、性自認、民族的出自、国籍、信仰または世界観にかかわらず、また、障害や性的志向にかかわらず、尊重されていると感じられるべきです。

4.3 仕事と家庭の両立

シェフラーは、サプライヤに対し、家庭に配慮した契約を結ぶことで、家庭とキャリアの両立を最大限推進することを期待します。

4.4 強制労働および児童労働の禁止

シェフラーは、その事業活動において、あらゆる形態の児童労働、強制労働、現代奴隷、非自発的または搾取的な囚人労働、人身売買およびその他の形態の搾取を、断固として拒否します。シェフラーは、サプライヤおよびそのサプライチェーンも同様であることを明確に要求します。特に、深刻な形態の人身取引に該当する行為、すなわち、暴力、強制、拉致、詐欺、ごまかし、権力または弱みの悪用を通じて行う人の採用、輸送、移動、宿泊または受け入れ、または、被害者に対して支配的立場にある人に対する金銭や便益の供与は厳禁です。

シェフラーは、全てのサプライヤに対し、強制労働を利用すること、および、上記のとおり定義される深刻な形態の人身取引に関与すること（買春および性的サービスの購入を含みます）を厳禁とします。

シェフラーは、サプライヤに対し、シェフラー人身取引防止ポリシーの記載に従って人身取引を防止するための有効な措置を実施すること、およびその効果を定期的に監視することを期待します。

4.5 従業員および従業員の代表者との対話

シェフラーは、サプライヤに対し、従業員の団結権および集会の自由を尊重し、労働条件の調整を目的として団体交渉権を与えることを期待します。全ての従業員は、いつでも自身の問題および懸念に対応する機会を有するべきです。

5 持続可能性、環境、健康および安全

5.1 持続可能性を念頭においた行動

持続可能性は、シェフラーの価値観および行動に固く根差しています。製品およびその生産に関しても、また、関連するプロセス、サービスおよびサプライチェーンに関しても、経済、環境および社会に対する責任が一致してはじめて、持続可能な形で付加価値を作り出すことができます。したがって、シェフラーは、全体論的に見ることができる分野横断的な問題として持続可能なアクションを理解しています。

シェフラーは、サプライヤに対し、あらゆる製品、プロセスおよびサービスの基本として、適用対象である国／地域および国際間の、人権および健康、安全性に関するあらゆる規則、ならびに環境保護に関するあらゆる法を遵守すること、および、持続可能な企業統治に向けて積極的に取り組み、これを推進することを期待します。たとえば、再生エネルギーを活用する、環境影響や排出を削減するといった早期予防策は、サプライヤの活動の中心でなければなりません。

これらに対応する適格な認証を受けることが、検証の目的で期待されます。

特に目を向けるべきトピックとしては、いわゆる紛争鉱物および一般的な重要鉱物、ならびにサプライチェーンの責任および勤勉さが鍵となる鉱物の取り扱いがあります。したがって、透明性および協力の点で追加の要求事項が設けられます。

サプライヤは、たとえばELV指令、RoHSおよび REACHといった禁止物質および申告対象物質に関する規制の遵守、および、これらに対応する認証を受けることを約束します。

5.2 環境および気候の保護

シェフラーは、サプライヤに対し、大気汚染、エネルギーおよび水の消費、排水を含む廃棄物を削減すること、付加価値サイクルを創出すること、および、温室効果ガス排出を削減することなどについて積極的に責任を担うことを期待します。生産、事務および取引においても同様です。廃棄物の違法な処理／処分は禁止されています。

これらのトピックおよびKPIの検証とさらなる推進のため、サプライヤは、適切な取り組み（たとえばCDP/Carbon Disclosure Project）に参加し、ふさわしい格付けを取得することが推奨されます。

なお、シェフラーは、サプライヤに対し、シェフラーに供給する製品、プロセスおよびサービスについて、（個別の照会に基づき）プロダクトCO_2フットプリント（スコープ1–3）の提出を求める権利を留保しています。

関係するCO_2データの記録、計算、評価および報告も、温室効果ガスプロトコル（GHG）の有効な基準に従って行われるべきです。

5.3 労働安全衛生

シェフラーは、サプライヤに対し、人権侵害についてゼロトレランス・ポリシーを採用することを期待します。これには、法律上の要件、規定および勧告について、対応する注意義務を果たし、これらを遵守することにより、直接雇用の従業員およびサプライチェーンに属する従業員に対し、適切な労働環境を整備すること、ならびに、サプライチェーンにおける同様の労働環境を要求することが含まれます。

適切なモニタリングおよび管理のシステムによって、必要な予防措置を実施することが確保されなければなりません。若年の従業員の場合には特別な配慮が必要です。

サプライヤは、必要な（該当する場合は地域の）法律および要求事項を適切な形で遵守すること、および、これらを内部のリスク評価と比較して、適正な労働環境の整備が確保されるようにすることが期待されます。これには、必要な場合はいつでも適切な個人用防護具（PPE）を提供すること、防災計画の策定および防災訓練の実施が含まれます。

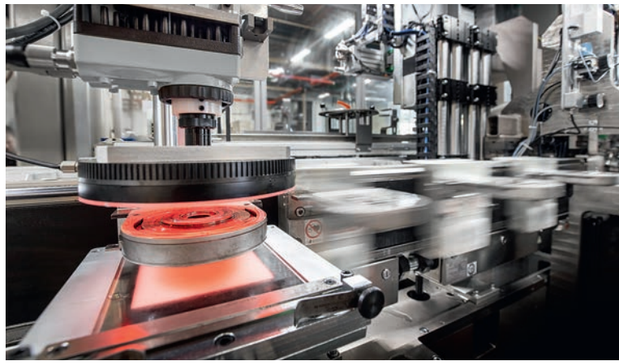

6 報告および連絡先

6.1 あらゆる種類の不正行為の報告

いかなる種類の不適切な行為にも、シェフラーは積極的に対処します。従業員にも、外部の業者にも、報復措置のおそれを持つことなく自由に声を上げることを歓迎します。誠実に声を上げたサプライヤに対する報復措置は禁止されています。

サプライヤたる御社およびその従業員は、以下の通報制度を利用することができます。

6.2 地域の連絡先

コンプライアンスおよびコーポレート・セキュリティ部門に直接連絡することもできます。

ドイツ：
Compliance & Corporate Security
Industriestrasse 1 – 3
91074 Herzogenaurach
compliance@schaeffler.com

Schaeffler AG
Industriestrasse 1 – 3
91074 Herzogenaurach
Germany
www.schaeffler.com

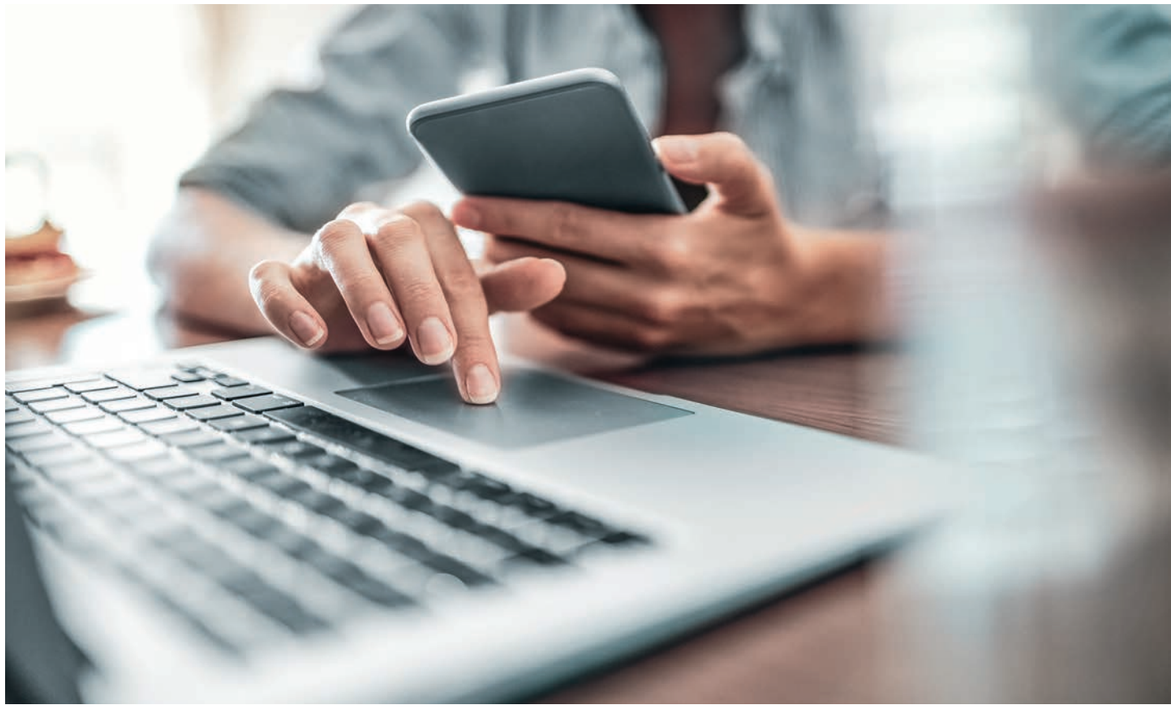

6.3 通報システム

違反行為、特に違法な事業行為または人権侵害のおそれがあるケースについての通報は、シェフラー・グループの通報制度を利用していつでも行うことができます。この制度は多言語対応になっており、シェフラーのコンプライアンスおよびコーポレート・セキュリティ部門の調査チームとの間で、匿名で、秘密が守られ、特別に暗号化された、安全なコミュニケーションをとることができます。

通報制度は、以下の方法で利用することができます：

郵便	Schaeffler AG Forensics and Investigations Industriestrasse 1 – 3 91074 Herzogenaurach
年中無休の電話ホットライン	+49 30 99257146 (ドイツ語、英語、フランス語) その他の言語に対応した電話番号： スペイン語 +1 213 2791015 ポルトガル語 +55 61 35507564 中国語 +86 10 65997961 Company Access PINを入力するように求められた場合、次のように入力してください:3758.
電子メール	investigations@schaeffler.com
オンライン通報チャネル	https://www.bkms-system.net/schaeffler

シェフラーは、比例原則に従って、不正行為に関するいかなる手がかりも積極的に調査します。小さな手がかりもフォローアップしていきます。調査結果に基づき、どのような対応が適切、必要かつ問題と釣り合っているかについて説得力のある決定を下します。

連絡先

内容に関する質問は、購買・サプライヤ管理サステナビリティ部門にご連絡ください。

ドイツ：
購買・サプライヤ管理サステナビリティ
Industriestrasse 1 – 3
91074 Herzogenaurach
purchasing-sustainability@schaeffler.com

Schaeffler AG
Industriestrasse 1 – 3
91074 Herzogenaurach
Germany
www.schaeffler.com

シェフラー・サプライヤ行動規範の了承

当社は、シェフラーのサプライヤとして、本サプライヤ行動規範（SCoC）に定義された倫理的原則および法的な原則に従って行動します。当社は、これらの要求事項を当社のサプライチェーンにおいても展開します。

当社は、ここに、シェフラー・サプライヤ行動規範を了承し、社内において同等の行動規範を適用することにより、シェフラー・サプライヤ行動規範の上記の原則および要求事項を遵守することを確認します。

日付／サプライヤの署名押印またはデジタル署名／認証

Schaeffler AG

Industriestrasse 1 – 3
91074 Herzogenaurach
Germany
www.schaeffler.com
info@schaeffler.com

In Germany:
Phone 0180 5003872
From other countries:
Phone +49 9132 82-0

Every care has been taken to ensure the correctness of the information contained in this publication but no liability can be accepted for any errors or omissions.
© Schaeffler AG
Issued: 2021, August – Version 2.1
This publication or parts thereof may not be reproduced without our permission.

BRS / JA-DE / 202403